

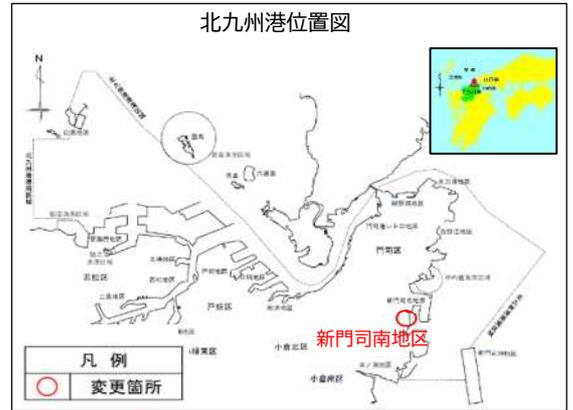
北九州広域都市計画臨港地区の分区の変更について (新門司南地区)

■概要

○新門司南地区において、港湾計画の土地利用計画の変更（工業用地から港湾関連用地）に伴い、分区を工業港区から商港区へ変更するもの。

■変更内容

- 新門司地区は、西日本最大のフェリーターミナルを擁する物流拠点として発展しており、近年、モーダルシフトの進展等により、物流関連企業の土地需要が高まっている。
- 本年3月には、新門司南地区の民間が所有する未利用地に、新たな企業が進出し、モータープールや物流倉庫などの保管施設の建設を計画している。
- 今回の変更は、このような企業ニーズに応えるとともに、周辺立地企業の土地利用形態の変化等に対応するため、港湾計画の土地利用計画を工業用地から港湾関連用地へ変更するのに合わせ、臨港地区の分区を工業港区から商港区へ変更するものである（17.1ha）。



港湾計画（変更前）

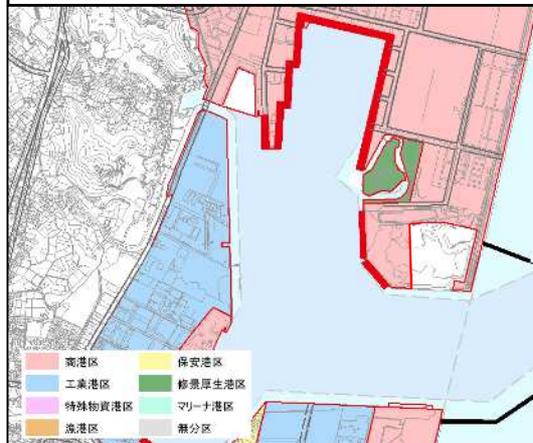


港湾計画（変更後）

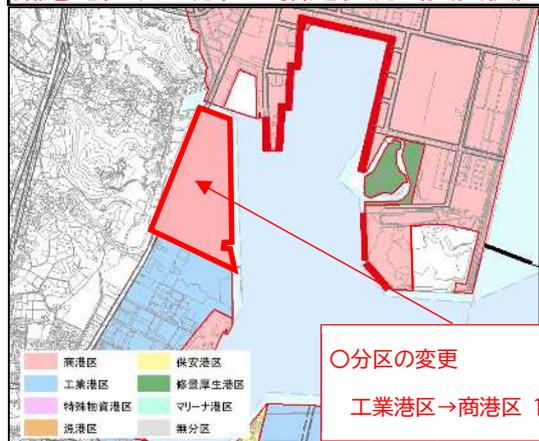


○土地利用計画の変更
工業用地→港湾関連用地 17.1ha

臨港地区及び分区の指定状況（変更前）



臨港地区及び分区の指定状況（変更後）



○分区の変更
工業港区→商港区 17.1ha

【問合せ先】港湾空港局計画課
担当:井上(課長)、牧野(係長)
TEL:093-321-5967